

## とっとり SDGs 伝道師制度 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県における SDGs の普及啓発や実践促進のため、県内で SDGs の理念の普及や事例紹介等を行うなど、SDGs の普及啓発の核となるとっとり SDGs 伝道師（以下「SDGs 伝道師」という。）の任命や派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任命)

第2条 県は、前条に規定するとっとり SDGs 伝道師制度の目的に照らして適当と認められる人材を SDGs 伝道師に任命する。

### (SDGs 伝道師の活動)

第3条 SDGs 伝道師は次の各号に掲げる活動を行うものとする。

#### (1) 自主的な SDGs の普及

SDGs 推進のため、個人、企業、団体等に対して自主的に SDGs の普及啓発を行う。

#### (2) 招へいに基づく SDGs の普及

県内企業、団体等（以下「企業等」という。）が SDGs の実践のために県内で実施する研修会等において講演等を行う。

### (SDGs 伝道師の責務)

第4条 SDGs 伝道師は、前条の活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならず、SDGs 伝道師を退いた後も同様とする。

### (SDGs 伝道師の活動支援)

第5条 県は、SDGs 伝道師に対して SDGs に関する情報提供や講習を実施するなど、第3条の活動を支援する。

### (任期)

第6条 SDGs 伝道師の任期は1年間とする。ただし、年度の中途から任命する場合は、その年度の末日までとする。

2 前項の任期が満了するまでに SDGs 伝道師から任命を辞退する旨の申し出がない場合、任期を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### (派遣手続)

第7条 SDGs伝道師の派遣を希望する企業等は、とっとりSDGs伝道師派遣申込書（様式第1号）により、原則として派遣希望日の1カ月前までに県に申し込まなければならない。

2 県は、前項の申し込みがあったときは、当該申し込みを受けた日から14日以内に当該申し込みをした企業等にSDGs伝道師の派遣の可否を通知するものとする。

(実施報告)

第8条 SDGs伝道師の派遣を受けて研修会等を実施した企業等は、SDGs研修会等実施報告書(様式第2号)により、当該研修会等を実施した日から14日以内に県に報告するものとする。

(費用の支払い)

第9条 県は、予算の範囲内において、SDGs伝道師に対し、第3条第2号の活動に要する旅費を支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

(様式第1号)

とっとりSDGs伝道師派遣申込書

年 月 日

鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs推進課長 様

〒

所在地

企業・団体等名

代表者名

担当者名

(電話)

(FAX又は電子メール)

とっとりSDGs伝道師の派遣を受けたいので、次のとおり申し込みします。

派遣希望日時	第1希望	年 月 日 ( )	:	~	:
	第2希望	年 月 日 ( )	:	~	:
	第3希望	年 月 日 ( )	:	~	:
研修会等の名称					
派遣希望場所 (所在地、名称等)					
研修会等の参加者 及び予定人数					
依頼する講演等についての概要 (具体的に記入してください)					
【テーマ】					
【内容】					
(特に希望がある場合に記載) 派遣を希望するとっとりSDGs 伝道師氏名 第1希望: 第2希望:	(その他、希望事項がある場合は記入してください)				

(様式第2号)

## SDGs 研修会等実施報告書

年 月 日

鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs 推進課長 様

〒

所在地

企業・団体等名

代表者名

担当者名

( 電話 )

(FAX 又は電子メール)

とっとり SDGs 伝道師の派遣を受けて SDGs 研修会等を実施したので、次のとおり報告します。

実施日時	年 月 日 ( ) : ~ :
研修会等の名称	
実施場所 (所在地、名称等)	
研修会等の参加者 及び人数	
研修会等内容	
【派遣を受けたとっとり SDGs 伝道師氏名】	
【テーマ】	
【内容】	
【研修会等の感想や効果など】	
【その他要望など】	